

# 在宅育児手当を支給します

## 【支給要件】

### ●対象

以下の条件の全てを満たす方

- ▽村内に住民登録があり(D V避難世帯を除く)、村内で生活をしている
- ▽同一世帯の対象児童(下記参照)を在宅で養育している
- ▽生活保護を受けていない

### ●対象児童

以下の条件の全てを満たす方

- ▽生後2か月を超え、3歳未満である
- ▽村内に住民登録があり(D V避難世帯を除く)、村内で生活をしている
- ▽保育所等(認可保育所・認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業)に入所していない
- ▽同一世帯で養育する子(22歳の誕生日の後の最初の3月31日まで)のうち、第2子以降である

## 【支給額】

対象児童1人あたり月額1万円

## 【支給期間】

支給要件を満たした月の翌月から支給要件を満たさなくなった月まで

※令和7年3月31日までに支給要件を満たした方(令和7年2月1日までに生まれた対象児童や、令和7年3月31日までに転入した対象児童、途中で保育所を退所した対象児童を養育している方等)については、令和7年3月31日までに申請していただければ、支給対象月(令和6年4月分～)までさかのぼって支給します。なお、令和7年4月1日以降に申請した場合は、申請月の翌月からの支給となります。さかのぼっての支給はありませんので、ご注意ください。

## 【申請方法】

子育て支援課備え付けの申請書に必要事項を記入の上、子育て支援課へ申し込みください。※詳細は、お問い合わせください。

## 【問い合わせ】

子育て支援課子ども家庭担当  
(役場行政棟4階 ☎282-1711 内線1183)

令和6年4月から

妊産婦・子育て中の方へ

「こども家庭センター」をご利用ください

村では、全ての妊産婦・子育て家庭・お子さんの包括的な相談支援を実施するため、4月から子育て世代包括支援センター「はぐ♡くみ」(保健センター内)とこども家庭総合支援拠点(子育て支援課内)を一体化し、「こども家庭センター」として運用することとなりました。連携により、これまで以上に充実したサポート体制を強化していきますので、ぜひご利用ください。



## こども家庭センター

### こども家庭センター「はぐ♡くみ」 (保健センター内)

☎306-2277

受付日時▼月曜日～金曜日(祝日を除く)の  
午前8時30分～午後5時15分

#### その他

- ▽妊娠・出産・子育てのワンストップ相談窓口です。母子保健コーディネーターやマイ保健師が一人ひとりの状況に合わせて対応します。
- ▽妊娠届出時等は専用の相談室を用意します。
- ▽相談は、電話・来所・訪問で対応します。

### こども家庭センター(子育て支援課内)

☎282-1711(内線1188)

受付日時▼月曜日～金曜日(祝日を除く)の  
午前8時30分～午後5時15分

#### その他

- ▽子ども家庭支援員が、育児やしつけ、子育てに関する不安や悩み、家庭内の問題(家庭内暴力や虐待、不登校)など、さまざまな相談に応じます。
- ▽相談は、来課または電話で受け付けます。※来課による相談を希望する方は、プライバシー保護のため、相談室を用意しますので、事前にお問い合わせください。